青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十六年条例第三十号)の一部改正【第六条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
(保育の内容)	(保育の内容)
第二十五条 家庭的保育事業者は、青森市児童	第二十五条 家庭的保育事業者は、青森市児童
福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め	福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例(平成二十四年青森市条例第七十四	る条例(平成二十四年青森市条例第七十四
号) 第三十七条の規定に準じて <u>内閣総理大臣</u>	号)第三十七条の規定に準じて <u>厚生労働大臣</u>
が定める指針に従うとともに、家庭的保育事	が定める指針に従うとともに、家庭的保育事
業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身	業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身
の状況等に応じた保育を提供しなければなら	の状況等に応じた保育を提供しなければなら
ない。	ない。